

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

# 第 4 章

## 国際（PCT）出願の審査

## 第 4 章 国際（PCT）出願の審査

### 1. 序文

タイ国内における発明保護を求める国際出願手続きについて、担当官の審査は以下に詳細を述べる実施規則に基づいて行う。

### 2. 国際出願

国際出願をした後、タイ国内で発明保護の申請を行おうとする者は以下の通り手続きを行われなければならない。

- (1) 最初の出願日から 30 ヶ月以内に様式 SorPor/OhSorPor/001-Kor (PCT) に基づくタイ国内における発明保護申請書を提出し、同時に国際出願のタイ語訳を提出し特許又は小特許についての手数料及び手数料免除に関する 2004 年省令に定められた手数料の支払いを行わなければならない。

- (2) 出願人は以下の書類を追加して提出する（もしある場合）。

- (2.1) 局長に対する登録を行っている代理人への委任状はその状況に応じて、1979 年特許法に基づいて公布された省令第 21 部の第 13 項から 15 項に定められた規定に基づき委任状を提出する。

- (2.2) タイ国内における特許／小特許出願人が国際出願書の記載と異なる名称である場合には、出願人は譲渡証と同時にそのタイ語訳を提出する。

- (2.3) その他関係書類

これについて、特許／小特許出願人は上記書類を (1) の書類と同時に提出する。同時に提出できない場合には、特許及び小特許出願に係る書類・証拠提出期限延長の規則制定についての 2005 年 7 月 1 日付局告示第 3 項に基づき、出願人はその書類を出願日から 90 日以内に提出することとし、又は更に 90 日間の延長をするため上記期間が満了する前に局長に対し期限延長願いを行う。これについてももし出願人が上記に定められた期間内に書類を提出しない場合、又は期間内に延長願いを行わない場合には、特許／小特許出願人は特許／小特許出願を放棄したものと見なす。（第 27 条第 4 段落）

- (3) 出願人が知的財産局に対し最初の出願日から 30 ヶ月の期間を満了する前に審査を行うことを希望する場合には、出願人は様式 SorPor/OhSorPor/103-Kor (PCT) に従い 30 ヶ月期限満了前の国際出願の手続き遂行の上申書を下記添付書類と同時に追加提出する。

- (3.1) 国際出願書控え

- (3.2) その他関連書類（もしある場合）

- (4) 外国語で作成された各種書類については、出願人はタイ語訳し翻訳者による宣誓書を書類と同時に提出する。

### 3. 国際出願受理審査

国際出願受理の審査において、国際出願受理の審査を行う担当官は以下の通り業務を遂行する。

- (1) 出願人が特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 項に基づき、最初の出願日から 30 ヶ月以内に様式 SorPor/OhSorPor/001-Kor (PCT) に基づくタイ国内における発明保護申請書を提出し、同時に国際出願のタイ語訳を提出し手数料の支払いを正しく行っているか否かを審査する。
- (2) 局長に対する登録を行っている代理人への委任状がその状況に応じて、1979 年特許法に基づいて公布された省令第 21 部 (1999 年) の第 13 項から 15 項に定められた規定に基づき正しく提出されているかを審査する。
- (3) 担当官が、出願人が国際出願の不完全なタイ語訳を提出した等の不備を発見した場合には、担当官は出願人又は代理人に対し不備があった点について補正命令を行う。応答期限は担当官による命令を受領した日から 90 日以内とする。もし出願人が担当官による命令に従わない場合、又は上記期限内に書類を提出できない場合には、特許出願を放棄したものと見なす。(1979 年特許法第 27 条及び特許及び小特許出願に係る書類・証拠提出期限延長の規則制定についての 2005 年 7 月 1 日付局告示第 3 項)
- (4) 出願人が知的財産局に対し最初の出願日から 30 ヶ月が満了する前に国際出願について手続きを遂行するよう上申したにも関わらず、世界所有権機関 (WIPO) のデータベースによる国際調査報告 (International searching report) 及び国際予備審査報告 (International Preliminary Examination Report) (もしある場合) が提示されない場合には、担当官は審査を遂行するため出願人に対し迅速に上記書類を提出するよう通知する。
- (5) 各種情報及び書類は知的財産局のデータベースシステムに記録する。
- (6) 出願人が、特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 項に規定された最初の出願日から 30 ヶ月の期限を徒過して、タイ国内における発明保護申請書を提出した場合には、担当官は出願人又は代理人に対し上記省令第 22 項に基づき国際出願がタイ国内における権利を喪失している旨通知し、権利回復のため、様式 SorPor/OhSorPor/101-Kor (PCT) に基づき国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復上申書を添付する。
- (7) 特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 項に基づき出願がタイ国内で権利を喪失し、出願人が国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復上申書を提出した場合、知的財産局は権利回復上申書を審査し、出

願人が必要十分な注意を払いながらも 30 ヶ月以内にタイ国内における発明保護申請を行うことが不可能であったと判断した場合、当該出願の審査を継続する。

#### 4. 国際出願の方式審査

出願人が特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 項及び 23 項に基づき出願した出願は、国内の特許／小特許出願と見なし、担当官は下記の通り方式審査を遂行する。

(1) 最初の出願後 30 ヶ月満了前の国際出願の手続き遂行が上申された国際出願の処理

出願人が知的財産局に対し最初の出願後 30 ヶ月満了前に国際出願の手続きを遂行する上申書を提出し、知的財産局がこれを審理し国際出願の手続きを遂行するべきであると判断した場合には、担当官は国際出願が第 17 条に照らして必要事項が揃っているか、また国際出願の発明が 9 条に照らして特許登録の要件を満たさない発明であるかを審査し、下記手続き遂行のため、局長に審査報告書を提出する。

(1.1) 出願が第 17 条に照らして正しく行われており、第 9 条に照らして保護を受けるべき発明である場合には、国際出願の公開手続きを行う。(第 28 条第二項)

(1.2) 国際出願が第 17 条に照らし必要事項が欠けている場合、担当官は出願人に補正命令を行うため、局長に報告書を提出する。(1979 年特許法に基づく省令第 22 号第 5 項) 又は

(1.3) 国際出願の発明が第 9 条に違反し特許出願した発明であった場合、担当官は国際出願の拒絶命令を行うため、局長に報告書を提出する。ただし国際出願の拒絶命令を行う前に、局長は出願人に対し出願された国際出願について説明又は補正を行うよう命ずることができる。(1979 年特許法に基づく 1999 年省令第 22 号第 28 項 (1) 及び第 6 項)

(2) 最初の出願から 30 ヶ月を満了した時点での国際出願の処理

特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 項に基づいて行われた国際出願のタイ国内における発明保護申請が最初の出願から 30 ヶ月を満了した時、担当官は国際出願が 1979 年特許法第 9 条に規定された発明でないか及び国際出願が第 17 条に照らし必要事項が揃っているかを審査し、1979 年特許法に従い下記手続きを遂行するため局長に審査報告書を提出する。

(3) タイで権利喪失した国際出願についての手続き

知的財産局が権利回復上申書について審理を行った結果、出願人が必要十分な注意を払っていたと判断した場合、担当官は出願人又は代理人に対し審査結果を知らせるために知的財産局審査結果を通知する。担当官は国際出願が第 17 条に照らして必要事項が揃っているか、また国際出願の発明が 9 条に照らして特許登録の要件を満たさない発明であるかを審査し、(1) 第二段落、(1.1) (1.2) 又は (1.3) に基づき手続きを遂行するため、局長に審査報告書を提出する。

- (4) 知的財産局が国際出願の公開を行った時、担当官は 1979 年特許法及び改正法の規定に従い国際出願の手続きを遂行する。
- (5) 発明保護を申請する国際出願が小特許であった場合、知的財産局が審理の結果 1979 年特許法第 17 条を準用する第 65 条の 10 に違反していないと判断し、更に出願人が小特許付与手数料及び公報発行手数料を支払った場合には、発明を登録し小特許を付与する。

#### 5. 国際出願の実体審査

- (1) 出願人が第 29 条に基づき実体審査請求を行った場合には、担当官は国際調査機関 (International Searching Authority: ISA) 又は国際予備審査機関 (International Preliminary Examination Authority: IPEA) (もしある場合) の情報を用い実体審査を行う。これについて担当官は外国の特許庁又は知的財産局のデータベースからの追加情報を合わせて審査を行うことができる。
- (2) タイ国内における特許又は小特許付与を申請した国際出願の審査、異議申立、及び登録手続きは 1979 年特許法に定められた原則及び方法に基づいて遂行する。

#### 6. 発明保護を申請する国際出願のタイ国内受付場所

タイ国内における発明保護申請の希望は、商務省知的財産局 6 階の国際特許出願受理事務局の担当官に対して行う。TEL: 02-547-4304 FAX: 02-547-4304 にて追加情報又は詳細の問い合わせが可能である。

## 添付書類



## 特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令

タイ国憲法の第 41 条及び第 43 条を準用する第 29 条の個人の権利及び自由の制限に関する規定に基づき制定された 1979 年特許法第 4 条及び第 24 条、並びに 1999 年特許法（第三版）により改正された 1979 年特許法第 17 条及び第 65 条の 10 に依拠し、商務大臣は下記の通り省令を公布する。

**第 1 項**：本省令は 2009 年 12 月 24 日から適用される。

**第 2 項**：本省令において、

「条約」とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンにて締結された特許協力条約を意味する。

「規則」とは、条約に基づく規則を意味する。

「国際出願」とは、条約に基づいて出願された発明保護を受けようとする出願を意味する。

「出願人」とは、国際出願を行う者を意味する。

「最初の出願日」とは、

(1) 国際出願日、又は

(2) 第 16 項に基づく権利を主張する場合、国際出願よりも以前に出願人が最初に出願した発明保護を受けようとする出願日を意味する。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。

「国際調査機関」とは、条約の総会において選定された締約国の特許庁又は国際機関を意味し、国際出願に基づく発明に関する先行技術のサーチ及び見解の報告を行う権限を有する。

「国際予備審査機関」とは、条約の総会において選定された締約国の特許庁又は国際機関を意味し、国際出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性について審査を行い予備的見解の報告書を作成する権限を有する。

**第 3 項**：本省令は、条約に基づく発明の保護を受けようとする出願に適用され、タイ国は 2009 年 9 月 24 日付で加盟した。

### 第 1 章：条約の締約国において発明の保護を受けようとする国際出願

**第 4 項**：タイ国籍を有する又はタイ国に居住地を有する者はタイ知的財産局に国際出願を出願することが出来る。

タイ国に居住地を有する者とは、タイ国で実際にかつ誠実に工業又は商業に従事している者

及びタイ国に本社を有する法人も含む。

その他の条約締約国の国籍又は居住地を有する者がタイ知的財産局に対し国際出願を行った場合、その出願人は、第 10 項に基づく国際出願送付手数料と同額の費用を支払い、タイ知的財産局はその国際出願を今後の手続きのため国際事務局に送付手続きしなければならない。

出願人が複数である国際出願の場合、その者のうち少なくとも 1 名は、その状況に応じて第 1 段落又は第 3 段落に規定された者でなければならない。

**第 5 項：**出願人が他の者に手続きを委任する場合、タイ国特許法 1979 年に準ずる 1999 年省令第 21 部に基づいて登録された代理人に対してその権限を委任しなければならない。

第 1 段落に基づく委任について、出願人は局長の指定した委任状を国際出願書類に付して提出しなければならない。又は出願人が国際出願願書への署名していた場合、出願人は国際出願願書に委任の事実を記載することにより代理人を任命することが出来る。

**第 6 項：**国際出願には以下のものが含まれていなければならない。

- (1) 願書
- (2) 明細書
- (3) 請求の範囲
- (4) 図面（もしある場合）、及び
- (5) 要約書

第 1 段落の項目は、条約に基づく局長によって指定された国際出願の様式に沿って記載されなければならない。

**第 7 項：**国際出願には公序良俗に反する又は個人を中傷するような内容又は図面を有してはならない。国際出願が前述の内容又は図面を有しているとタイ知的財産局が判断した場合、タイ知的財産局は出願人に対してその内容又は図面を補正するよう通知書を交付し、かつ国際事務局及び国際調査機関に通知しなければならない。

**第 8 項：**出願人は国際出願願書並びに事項及び内容が記載された付属書類を瑕疵なくタイ語又は英語でタイ知的財産局に 3 部提出しなければならない。

タイ知的財産局は、国際出願に出願番号を付与し、国際事務局用の国際出願書類、国際調査機関用の国際出願書類又は受理官庁用の国際出願書類である旨各セットに押印しなければならない。

**第 9 項：**出願人が国際出願願書及び付属書類をタイ語にて提出した場合、出願人はその英訳を作成し、タイ知的財産局が国際出願を受理した日から 1 ヶ月以内にタイ知的財産局に提出しなければならない。

タイ知的財産局は第 13 項 (1) に基づく通知書を交付する前に翻訳を受理しなかった場合、タイ知的財産局は、第 1 段落に基づく翻訳の提出期限を上記通知書と併せて再通知しなければならない。

出願人が第 1 段落に基づく期間内に翻訳を提出できなかった場合、出願人は、タイ知的財産局が第 13 項 (1) に基づいて通知した日から 1 ヶ月以内、又はタイ知的財産局が国際出願を受理

した日から2ヶ月以内の、いずれか遅い方の日までに翻訳を提出することが出来る。この場合国際出願手数料の25パーセント分を翻訳提出の遅延手数料として支払わなければならない。

第3段落に基づく期間を過ぎた場合で、出願人が翻訳文をタイ知的財産局に提出しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、タイ知的財産局は、タイ知的財産局にてその出願の取り下げについて告示を行い、国際事務局及び出願人に対してその旨を通知しなければならない。但し、国際出願取り下げの告示よりも前に出願人が翻訳文を提出し翻訳提出遅延手数料を支払った場合で、かつ最初の出願日から15ヶ月以内である場合は除く。

**第10項：**出願人は、タイ知的財産局の出願受理日から1ヶ月以内に局長により定められた料金表に従って、国際出願手数料、国際調査手数料、及び国際出願送付手数料を支払わなければならない。

出願人が第1段落で定められた期間内に手数料の支払いを行わなかったか、又は支払いに不足があった場合、タイ知的財産局は、通知書に記載された日から1ヶ月以内に、支払遅延手数料と併せて未支払い分の手数を瑕疵なく支払うよう出願人に対して通知しなければならない。その際、支払遅延手数料は、局長により定められた料金表に従わなければならないが、出願送付手続料を下回らず、かつ国際出願料の50パーセントを越えてはならない。

出願人が第2段落に定められた期間内に、出願人が手数料を支払わなかったか、又は支払いに不足があった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、タイ知的財産局は、タイ知的財産局にてその出願の取り下げについて告示を行い、国際事務局及び出願人に対してその旨を通知しなければならない。

**第11項：**タイ知的財産局は、国際出願受理日において出願人が第4項第1段落及び第4段落に基づく資格を有していた場合で、かつ出願が以下の要件を満たしている場合、国際出願受理日を国際出願日として認める。

- (1) 出願が第8項に指定された言語を使用しており、かつ
- (2) 出願書類に以下の内容及び書類を有していること
  - (a) 出願人が国際出願としての出願を希望している旨記載した内容
  - (b) 出願人が条約締約国での発明保護を希望している旨記載した内容
- (C) 出願人名
- (d) 明細書及び請求の範囲

**第12項：**国際出願が第11項に一致していなかった場合、タイ知的財産局は、通知書に記載された日から2ヶ月以内に不備を補正するよう、出願人に通知書を発行しなければならない。

出願人が第1段落に定められた期日内に不備を完全に補正した場合、タイ知的財産局は完全に瑕疵なく補正された国際出願を受理した日を国際出願の出願日として指定しなければならない。

出願人が第1段落に定められた期日内に不備を補正しなかった場合、タイ知的財産局は出願人に対して今後の手続を進めない旨をその理由を含めて通知し、国際出願書類を証拠として保管し、国際事務局に通知しなければならない。

**第 13 項：**タイ知的財産局が第 11 項又は第 12 項に基づき国際出願日を認定したとき、タイ知的財産局は受理官庁用の国際出願書類タイ知的財産局にて保管し、以下の手続を進めなければならない。

- (1) 国際出願番号及び国際出願日を出願人に速やかに通知する。
- (2) 最初の出願日から 13 ヶ月以内に国際事務局用の国際出願書類及び (1) に基づく通知書控えを国際事務局に送付する。
- (3) 出願人が国際調査手数料を瑕疵なく支払い、かつ第 9 項に基づいて翻訳を提出した場合、最初の出願日から 13 ヶ月以内に国際調査機関用の国際出願一通を国際調査機関に送付する。
- (4) 第 9 項に基づき翻訳を国際事務局に速やかに送付する。
- (5) 国際出願手数料を国際事務局に、国際調査手数料を国際調査機関宛に送金する。

**第 14 項：**タイ知的財産局が第 11 項又は第 12 項に基づき出願日を認定したときに、国際出願に不備が見つかった場合、以下の通りに手続を進めなければならない。

(1) 国際出願に、出願人の署名、住所、国籍若しくは出願人の居住地が記載されていない、発明の名称が記載されていない、要約書が記載されていない、又は局長が指定した書式に従っていないことが発見された場合、タイ知的財産局は、タイ知的財産局の通知書に記載された日から 2 ヶ月以内に不備を補正するよう通知書を出願人に対し送付しなければならない。

(1) の第 1 段落に記した期間内に出願人が不備を完全に補正した場合、タイ知的財産局は国際事務局及び国際調査機関宛にその補正書を送付しなければならない。

もし出願人が (1) の第 1 段落に基づく期間内に不備を完全に補正しなかった場合で、かつタイ知的財産局が前述の期間を延長するべきであると判断した場合、タイ知的財産局は、出願人に対して不備の補正手続き期間延長を通知しなければならない。

不備の補正期間を過ぎ、出願人が不備を完全に補正しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、タイ知的財産局は、タイ知的財産局にてその出願の取り下げについて告示を行い、国際事務局及び出願人に対してその旨を通知しなければならない。

(2) 出願書類が第 11 項の規定に一致していない場合、タイ知的財産局は、出願日から 4 ヶ月以内に本出願の取り下げ手続きを行う旨を理由とともに、出願人に対して通知しなければならない。

出願人は、(2) の第 1 段落に基づく通知書の受領日から 1 ヶ月以内にタイ知的財産局に対して答弁書を提出することが出来る。出願人が期日までに答弁書を提出しなかった場合、又はタイ知的財産局がその答弁書に同意しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、タイ知的財産局は、タイ知的財産局にてその出願の取り下げについて告示を行わなければならない。

**第 15 項：**出願人が国際事務局から国際事務局用の国際出願書類を受理していない旨の通知を受けた場合、出願人は、タイ知的財産局に対して国際出願書類控えの認証を無料で請求することが可能で、出願人は前述の国際出願書類控えを国際事務局宛に送付しなければならない。

タイ知的財産局は、下記の場合に国際出願書類控えの認証請求を拒絶できる。

- (1) 出願人が認証を請求する国際書類出願控えが出願時の国際出願書類と異なっている場合
- (2) タイ知的財産局が国際事務局用の国際出願書類を国際事務局に送付し、国際事務局が国際事務局用の国際出願書類を受理した旨をタイ知的財産局に連絡してきている場合。

国際事務局が第 1 段落に基づく国際事務局用の国際出願書類を受理していない旨を出願人に文書で通知した日から 3 ヶ月以内に、国際事務局が国際出願書類又は第 1 段落に基づく国際出願書類控えを受理しなかった場合、出願人は出願を取り下げたとみなされる。

**第 16 項：**出願人は、最初に出願した日から 12 ヶ月以内に同一の発明についての国際出願を行う場合、国際出願日より以前に最初に出願した出願日から発明の保護を受ける権利を主張することが出来る。

第 1 段落に基づく権利の主張について、出願人は、最初の出願日から 16 ヶ月以内に、国際出願願書に権利の主張について記載し、最初の出願の控え及び最初に出願を行った特許庁からの真正な謄本であることの証明書をタイ知的財産局又は国際事務局に提出しなければならない。

出願人が最初の出願をタイ知的財産局に出願した場合、出願人は、最初の出願日から 16 ヶ月以内に、タイで最初に出願した出願の控え及び真正な謄本であることの証明書を出願人に代わり国際事務局に送付するようタイ知的財産局に対して申請できる。その際、出願人はその書類の送付に係る費用を支払わなければならない。

**第 17 項：**出願人が最初の出願日から 12 ヶ月以内に申請をしない場合で、第 16 項に基づく権利を主張する場合、出願人は、タイ知的財産局に対して、第 16 項第 1 段落に基づく権利の主張期限を過ぎてから 2 ヶ月以内に、最初に出願した出願日から発明の保護を受ける権利の回復を申請することが出来る。その際には、出願人は、その理由、及び出願人が必要十分な注意を払った旨の証拠を示さなければならない。

もしタイ知的財産局が、出願人がこの件について必要十分な注意を払ったが期日以内に申請が出来なかったと判断した場合、タイ知的財産局はその申請について手続きを遂行しなければならない。

**第 18 項：**出願人は、下記の機関に対して、最初の出願日から 30 ヶ月以内にいつでも国際出願の取り下げをすることが出来る。

- (1) タイ知的財産局
- (2) 国際事務局、又は
- (3) 出願人が国際出願予備審査を希望していた場合は、国際予備審査機関

国際出願の取り下げは、条約に基づいて局長が告示規定した様式に従って行われなければならない。かつタイ知的財産局、国際事務局又は国際予備審査機関が出願取り下げについて受理したときにその取り下げの効力が発生する。

タイ知的財産局が第 1 段落に基づいて出願取り下げについて受理した場合、その取り下げ請求を国際事務局に速やかに連絡しなければならない。さらに、第 13 項に基づいて国際調査機関用の国際出願書類を国際調査機関に送付していた場合、国際調査機関にも取り下げ請求を連絡する。

**第 19 項：**タイ知的財産局は、以下の場合に、国際出願手数料又は国際出願調査手数料を出願人

に対して返還しなければならない。

(1) 第 12 項第 3 段落に基づいて国際出願手続を行わない場合

(2) 第 10 項第 3 段落、第 14 項 (1) 第 4 段落、第 14 項 (2) 第 2 段落、及び第 15 項第 3 段落に基づいて出願取下げを行った場合、又は出願人が第 18 項に基づき国際事務局用の国際出願書類を国際事務局に提出する前に出願を取り下げた場合、又は国際調査機関用の国際出願書類を国際調査機関に送付する前に出願を取り下げた場合。

**第 20 項：**条約で選定された国際調査機関が複数ある場合、局長は、タイ知的財産局に出願人が出願した国際出願の調査を委託する国際調査機関のリストを告示し、かつ国際事務局にその旨連絡しなければならない。

局長が国際調査機関の名前を 1 ヶ所以上告示した場合、出願人は、出願人が国際出願の国際調査を希望する国際調査機関を特定しなければならない。

**第 21 項：**条約で選定された国際予備審査機関が複数ある場合、局長は、タイ知的財産局に出願人が出願した国際出願に基づく発明について国際予備審査を委託する国際予備審査機関のリストを告示し、かつ国際事務局にその旨連絡しなければならない。

出願人が、局長が自身の国際出願に基づく発明について国際予備審査を行う機関として告示した国際予備審査機関のいずれかの機関に国際出願予備審査をするよう希望する場合、出願人はその国際予備審査機関に直接請求書を提出するか、又は国際予備審査機関に転送するためタイ知的財産局を通じて提出しなければならない。かつ出願人は国際予備審査機関にその国際予備審査手数料を直接支払わなければならない。

## 第 2 章：タイにおける発明の保護を受けようとする国際出願の手続について

**第 22 項：**条約の締約国において国際出願をした出願人は、タイにおける発明保護申請を希望する場合、最初の出願日から 30 ヶ月以内に局長が定めた様式に従ってタイ知的財産局に発明の保護を希望する旨の意思を通知し、同時にタイ語翻訳を送付すると共に本法律に規定された料金表に従って特許又は小特許の出願手数料を支払わなければならない。

出願人が第 1 段落の規定に基づいた期間内に手続を行わなかった場合は、その国際出願はタイにおいて権利喪失したとみなされる。

**第 23 項：**出願人が第 22 項第 1 段落に基づき 30 ヶ月以内に手続を行えなかった場合、出願人はタイ知的財産局に対して、定められた期間内に手続が行えなかった原因が消滅した日から 2 ヶ月以内、又は第 22 項第 1 段落に定められた期間が満了してから 12 ヶ月以内のうち、先に到達した期限までに、第 22 項に定められた手続き遂行と同時に、理由と証拠を示して国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復上申書を提出することができる。

タイ知的財産局が第 1 段落の申請について検討し、出願人がこの件について必要十分な注意を払いながらも定められた期限までに手続きを行うことが不可能であったと判断した場合、タイ知的財産局は本法に規定された手順に従ってその国際出願についての手続を行い、出願人にその

旨を連絡しなければならない。

**第 24 項：**条約の締約国において国際出願をした出願人は、タイにおける発明保護申請を希望する場合、以下の場合にタイ知的財産局に国際出願の審査結果を再考するよう上申することが出来る。

- (1) 条約締約国の国際出願受理官庁が国際出願の出願日認定を拒絶した場合、又は
- (2) 国際出願の取り下げがあったとみなされる場合

第 1 段落に基づく上申について、出願人は、出願人が審査結果を受領した日から 2 ヶ月以内に、国際事務局からタイ知的財産局にその国際出願を送付するよう国際事務局に申請書を提出しなければならない。

第 1 段落に基づく国際出願の審査結果が条約締約国の出願受理官庁又は国際事務局の不備又は無視により生じたものである、とタイ知的財産局が判断した場合は、タイ知的財産局は本法の規定に基づく手順に従ってその国際出願について手続を行い、かつ前述の国際出願はタイ知的財産局にて出願された特許又は小特許出願であるとみなされる。

**第 25 項：**タイ知的財産局は、第 22 項に基づくタイにおける発明の保護を希望する国際出願についての手続を最初の出願日から 30 ヶ月の期間が満了した時に行わなければならない。ただし出願人が前述の期間を満了する前に手続を進めるよう上申書を提出した場合は除く。

公布日：2009 年 10 月 30 日  
ポンティワー ナーカーサイ  
商務省大臣

備考：本省令の告示の目的は、タイ国の特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）への加盟に伴い、1999年特許法（第三版）により改正された1979年特許法第17条を準用し特許出願が省令に基づいて行われるよう規定することである。よって本省令は発行する必要がある。特許協力条約はその要部として、条約の締約国に国籍又は居住地を有し発明保護申請書を提出する者が、各国で発明保護申請を行うために国際出願を一括して行うことを可能にするものであり、これは発明保護申請書を提出する者に便宜を供与する。



タイ国内における発明保護申請書、  
国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復上申書、  
国際出願の審査結果再考上申書、  
30ヶ月期限満了前の国際出願の手続き遂行の上申書の様式規定  
に関する知的財産局告示

特許協力条約に基づく発明保護における利益、更には国際出願に関する発明保護申請についての審査手続きにおける担当官の公務を瑕疵なく、効率的かつ1992年特許法（第二版）及び1999年特許法（第三版）により改正された1979年特許法に規定された原則及び方式に従って遂行することを目的とし、

2002年国家行政法（第五版）により改正された1991年国家行政法第32条及び特許協力条約に基づく発明保護申請に関する2009年省令第22項第一段落に依拠し、知的財産局長は以下の通り告示を行う。

1. タイ国内における発明保護申請書は、この告示の末尾に添付された様式 Sor Por/Or Sor Por/001-Kor (PCT) を使用する。
2. 国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復上申書は、この告示の末尾に添付された様式 Sor Por/Or Sor Por/101-Kor (PCT) を使用する。
3. 国際出願の審査結果再考上申書は、この告示の末尾に添付された様式 Sor Por/Or Sor Por/102-Kor (PCT) を使用する。
4. 30ヶ月期限満了前の国際出願の手続き遂行の上申書は、この告示の末尾に添付された様式 Sor Por/Or Sor Por/103-Kor (PCT) を使用する。

2009年12月24日 告示

Mrs. パッチマー タナサンティ  
(Mrs. パッチマー タナサンティ)  
知的財産局長

様式 Sor Por/Or Sor Por/001-Kor (PCT)

<p>(政府印章)</p> <p>タイ国内における発明保護申請書</p> <p>私は 1979 年特許法に基づき、特許を受けるべく、国際特許出願された出願をタイ国へ移行手続することを希望し、本願書にサインをします。</p> <p><input type="checkbox"/> 特許</p> <p><input type="checkbox"/> 小特許</p>	担当官記入欄	
	国内移行日	
	出願日	
	出願番号	
	IPC	
	登録日	
	登録番号	
	担当官サイン欄	
1. 発明の名称		
2. 特許／小特許出願人名及び住所		
国籍	日本	TEL - FAX - E-mail -
3. 代理人事務所名及び住所		
代理人登録番号	TEL FAX	E-mail
4. 発明者及び住所		
5. 国際特許出願		6. 最初に出願した出願について
国際特許出願番号		出願番号
国際特許出願日		出願日
		最初に出願した出願国名
7. 出願に含まれているもの		8. 出願と共に提出された書類
a. 出願願書	ページ分	<input type="checkbox"/> 特許/小特許出願の権利を示す書類
b. 発明の詳細欄	ページ分	<input type="checkbox"/> 委任状
c. 特許請求項	ページ分	<input type="checkbox"/> 微生物に関する書類
d. 図面 図	ページ分	<input type="checkbox"/> 国際出願の翻訳
e. 要約書	ページ分	
		9. サイン
		<input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 代理人
		(.....)



担当官用  
上申書 No.  
受理日

国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復上申書

1. 特許/小特許の出願人/出願人の代理人である私.....はタイ国内における発明保護申請を希望していますが、最初の出願から 30 ヶ月の期間内に手続きを行うことができません。私はこの件について必要十分な注意を払ってきましたが、定められた期限までに手続きを行うことができません。ここに下記の通り特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 1979 年省令第 23 項に定められた期限内に本上申書を提出します。

- 定められた期限内に手続きを行えなくなった原因が消滅した日から 2 ヶ月以内  
 最初の出願から 42 ヶ月以内

これについて私は本上申書に下記審理用書類を添付し、知的財産局に対し国際出願がタイ国内で今後も有効であるとの判断を求めます。

- 原因を説明する書類 計... ページ  
 証拠 計... ページ

2. 国際出願の詳細

国際出願番号.....  
国際出願日.....

仏暦 年 月 日  
署名.....  
( )

備考 : 1. 本上申書はタイ国内における発明保護申請書 (様式 Sor Por/Or Sor Por/001-Kor (PCT)) と合わせて提出する。

2. 即ち、最初の出願から 30 ヶ月の期間内にタイ国内で発明保護申請を行えなくなった原因が消滅した日から 2 ヶ月以内、又は特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 項に定められた期間が満了してから 12 ヶ月以内のうち、先に到達した期限までに提出する。



担当官用  
上申書 No.  
受理日

国際出願の審査結果再考上申書

1. 特許/小特許の出願人/出願人の代理人である私………はタイ国内における発明保護を希望しており、ここに知的財産局に対し下記の通り該当案件の国際出願の審査結果再考を上申致します。

私の国際出願は…国の受理官庁により、国際出願日の認定が拒絶されました。

私の国際出願は、国際出願願書に不備がある又は当該受理官庁の定める国際出願に係る手数料の支払いが行われていないという理由で…国の受理官庁により、国際出願の取下げ命令が行われました。

私の国際出願は定められた期限内に国際出願の国際事務局記録原本 (Record copy) を受領していないという理由で、受理官庁により、国際出願の取下げ命令が行われました。

上記事象は私の間違い又は不履行により生じたものではありません。これについて私は受理官庁又は国際事務局による命令及び審理用の書類を添付します。

出願受理官庁/国際事務局の命令控え 計… ページ

原因を説明する書類 計… ページ

証拠 計… ページ

2. 国際出願の詳細

国際出願番号………

国際出願日………

仏暦 年 月 日

署名………

( )

備考: 本上申書はタイ国内における発明保護申請書(様式 Sor Por/Or Sor Por/001-Kor (PCT)) と合わせて提出する。



担当官用  
上申書 No.  
受理日

30 ヶ月期限満了前の国際出願の手続き遂行の上申書

1. 特許/小特許の出願人/出願人の代理人である私……………は知的財産局  
に対し、最初の出願から 30 ヶ月の期限が満了する前にタイ国内における発明保護申  
請書を既に提出した私の国際出願の手続きを遂行するよう希望します。理由は以下  
の通りです。

これについて私は下記審理用の書類を添付します。

- 原因を説明する書類 計… ページ  
証拠 計… ページ

2. 国際出願の詳細

国際出願番号……………

国際出願日……………

タイ国内特許/小特許出願番号

タイ国内における発明保護申請書提出日

仏暦 年 月 日  
署名……………  
( )

委任状様式、国際出願記載様式  
及び国際出願の取下げ願の規定に関する  
知的財産局告示

1979年特許法の下発行された特許協力条約に基づく発明保護申請に関する2009年省令第5項第二段落、第6項第二段落及び第18項第二段落に依拠し、知的財産局長は以下の通り告示を行う。

1. 委任状はこの告示の末尾の様式1 PCT/Model of power of attorney 又は様式2 PCT/Model of general power of attorney の様式を使用する。
2. 願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約書から構成される国際出願は以下の形式を持つ。
  - (1) 国際出願は白色で、平らで、罫線がなく、A4サイズ（約21×29.7センチメートル）のポンド紙を使用する。片面を縦向きで使用し、各事項は新しいページから始めなければならない。
  - (2) 願書はこの告示の末尾の様式3 PCT/R0/101の様式を使用する。
  - (3) 明細書、請求の範囲、図面及び要約書はこの告示の末尾の様式4の通り、各ページの周囲を空けてページ数及び行数を記載する。
  - (4) 必要な場合に担当官の許可を受けた場合を除いて、消し取り、修正、変更、追加又は行間への何らかの言葉若しくは情報の記載をしない。これを行う場合も混同又は誤解が起きないようにする。
  - (5) 願書、明細書、請求の範囲及び要約書はタイプライター又はコンピューターにより、アルファベットのフォントはTimes New Romanの12サイズ、タイ文字のフォントはCordia UPCの16サイズ、他の文字はこれに近いサイズで記載することとし、行間は1と1/2とする。
3. 明細書はその技術又は学術分野における通常の専門知識を有する専門家がその発明を実施できる程度に十分かつ明確に、発明を開示しなければならない。明細書には願書に表示されている発明の名称を記載しなければならず、かつ以下の詳細を持つ。
  - (1) 発明に関連する学術分野
  - (2) その発明の理解を高め、審査に役立つ関連する技術又は学術の背景の説明。これについては関連文献を記載する（もしある場合）。
  - (3) 各図面の簡略な説明（もしある場合）。
  - (4) 発明者が知る最良の発明実施形態の記載。これについては例を挙げ、関連する技術若しくは学術の背景又は必要な場合には図面について言及しなければならない。
  - (5) 発明の特徴から理解できない場合には、その発明が産業、工芸、農業又は商業における生産において利用できることを示す。

これについて表題及び上記詳細は第一段落に記載された表題の順番に従うものとし、その発明の理解を高めることができる場合には、表題の順番を変えることができる。ただし、全ての場合において表題を記載しなければならない。

4. 保護を求める発明が微生物学及び上記の微生物の使用を含む新しい微生物に関する発明であって、明細書において、その技術又は学術分野における通常の専門知識を有する専門家が理解できるよう記述できない場合には、出願人は微生物寄託及び微生物寄託機関に関する情報をこの告示の末尾の様式 5 PCT/R0/134 の様式に記載しなければならない。この微生物寄託に関する情報は第 3 項に基づく明細書と見なす。
5. 請求の範囲は出願人が保護を求める発明の特徴を明瞭かつ厳密に記載しなければならない。明細書と一致するものでなければならない。

図面がある場合には、図面に現れている発明の技術的特徴について言及する請求の範囲は、その技術的特徴について言及する内容の末尾に、図面中に表示されている数字又は記号をカッコ内に記載することができる。

請求の範囲の記載が一項のみでは発明の技術的特徴の全てを網羅できない場合には、出願人は特許出願一件の中で同種の発明の特徴について独立請求項を複数項記載することができる。

出願人が従属請求項の記載を求める場合には、従属請求項は独立請求項に続いて記載し、発明の特徴について追加して言及しなければならない。これについて、この従属請求項は選択肢という性質でなければ述べることができない。

本項の利益において、独立請求項は他の請求項にある発明の特徴に言及していない請求項を意味し、従属請求項は独立請求項又は他の請求項にある発明の特徴に言及し、追加される発明の特徴のある請求項を意味する。

6. 発明の理解を高めるために図面が必要な場合は、出願人は国際出願に添えて図面を提出する。

発明の理解を高めるために図面は必要ないが、発明の特徴を図面によって説明することができる場合、出願人はこの図面を国際出願と併せて提出することができる。

7. 図面は以下の特徴を使用する又は持つ。
  - (1) 如何なる説明又は事項も記載しない。ただし図面を管理するために必要な語句又は事項を除く。この語句又は事項を修正する場合には、図面の線に影響してはならない。
  - (2) 耐久性のある濃い黒色のインクで、常に整った同じ太さの線で描画又は印刷し、他の色の使用は禁止する。
  - (3) 断面図の場合、斜めの平行線を使用する。この斜めの平行線はその図面の内部の要部各所を示す引用記号を不明瞭にするものであってはならない。
  - (4) 発明の特徴を明瞭に示し、図面の部分を 3 分の 2 に縮小しても、図面のコピーから詳細を難なく判読できるサイズを持つ。

- (5) 数字、文字及び引用線を明瞭かつ理解し易いように記載し、カッコ、丸囲み、引用符を数字及び文字に使用しない。
  - (6) 製図器具を使用する。
  - (7) 正しい比率を用いる。ただし特別に明瞭に詳細を示す必要がある場合には、異なる比率を用いてもよい。
  - (8) 数字及び文字の高さは0.32センチメートルを下回ってはならない。
  - (9) 数字及び図面はアラビア数字で記載する。
  - (10) 明細書に記載されている以外の如何なる引用符号も使用しない。引用符号を使用する場合、同一の物について説明する時にはその引用符号は同じでなければならない。また、引用符号を多数使用する場合には、使用する引用符号全てとその引用符号により示される発明の特徴をリストにして添付する。その引用符号は図面にも用いられる。
8. 要約書は以下の特徴を持つ。
- (1) 明細書、請求の範囲及び図面で開示又は表示されている発明の要旨を要約する。発明に関する技術的特徴について簡潔に言及しなければならない。しかし技術的課題、発明による課題の解決、及びその発明の実施について理解が高まるように記載しなければならない。
  - (2) 厳密、明瞭かつ英語で記載又は翻訳した際に50から150語程度になるようにする。
  - (3) 明確ではない発明の実施方法、発明の好結果又は利益については言及しない。
  - (4) 国際出願願書に添付した図面がある場合には、言及する技術的特徴の末尾に引用符号又は記号をカッコで囲んで記載しなければならない。
9. 国際出願の取下げ願はこの告示の末尾の様式6 PCT/IB/372の様式を使用する。

2009年12月24日 告示  
パッチマー タナサンティ  
知的財産局長

(PDF ファイル 40 ページ分)

国際出願手数料、国際調査手数料、  
国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定に関する  
知的財産局告示

国際出願手数料の減免を世界知的所有権機関及び欧州特許庁の規定に従い正しく行うことを目的とし、また国際調査手数料を国際調査機関が徴収する金額に従ったものとするを目的とし、

1999年特許法（第三版）により改正された1979年特許法の下発行された特許協力条約に基づく発明保護申請に関する2009年省令第10項第一段落及び第二段落に依拠し、知的財産局長は以下の通り告示を行う。

1. 2009年12月24日付国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定に関する知的財産局告示を廃止する。
2. 出願人はこの告示の末尾の料金表に従って、国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料を支払う。
3. 出願人が特許協力条約に基づく発明保護申請に関する2009年省令第10項第二段落に基づき支払遅延手数料を支払わなければならない場合には、出願人は支払いが滞っている料金の50%を通知書で担当官が指定する通り支払う。これについて支払遅延手数料は出願人が支払うべき出願手数料の50%を超えてはならず、国際出願手数料のうち30ページを超えた分については計算に含める必要はない。
4. この告示の末尾の国際出願手数料の減免を受ける権利を有する国名リストにある国に国籍及び本籍のある出願人は、この告示の末尾の表に従って国際出願手数料の減免を受ける。

複数の出願人による国際出願である場合には、出願人全員がこの告示の末尾の国際出願手数料の減免を受ける権利を有する国名リストにある国に国籍及び本籍を有していなければならない。

5. 出願人が国際出願書において欧州特許庁が国際調査を実施すると指定し、出願人全員がこの告示の末尾の欧州特許庁の国際調査手数料の減免を受ける権利を有する国名リストにある国に国籍及び本籍がある場合には、この告示の末尾の表に従って国際調査手数料の減免を受ける。

2010年9月17日 告示  
パッチマー タナサンティ  
知的財産局長

国際出願手数料、国際調査手数料、  
及び国際出願送付手数料一覧表

1. 国際出願手数料

No.	国際出願の形態	料金	
		減免なし	減免あり
1.	<u>書類による出願</u>		
	1.1. 国際出願書 30 ページまで	45,000 バーツ	4,500 バーツ
	1.2. 国際出願書 30 ページを超える 分 1 ページにつき	500 バーツ	50 バーツ
2.	<u>電子システムによる出願</u>	42,000 バーツ	4,200 バーツ
	2.1. PCT-EASY システムにより出願し、国際出願を XML 形式の電子ファイルで作成された願書（様式 PCT/R0/101）及び要約書が保存された情報記録メディアを伴い書類で提出した場合		
	2.2. PCT-SAFE システムにより出願し、国際出願を以下の電子ファイルを保存した情報記録メディアを伴い書類で提出した場合		
	(1) XML 形式の願書（様式 PCT/R0/101）。ただし国際出願の他の部分は PDF、JPEG、TIFF 形式とする。 又は (2) XML 形式の願書（様式 PCT/R0/101）及び国際出願書	39,000 バーツ	3,900 バーツ
		36,000 バーツ	3,600 バーツ

## 2. 国際調査手数料

No.	国際調査機関	料金	
		減免なし	減免あり
1.	米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office)	一出願 73,000 パーツ	-
2.	欧州特許庁 (European Patent Office)	一出願 82,600 パーツ (84,820 パーツ) *	一出願 20,600 パーツ (21,200 パーツ) *
3.	中華人民共和国国家知識産権局 (State Intellectual Property Office of the People's Republic of China)	一出願 9,800 パーツ (10,650 パーツ) *	-
4.	日本特許庁 (Japan Patent Office)	一出願 34,500 パーツ (37,000 パーツ) *	-
5.	オーストラリア特許庁 (Australian Patent Office)	一出願 55,500 パーツ	-
6.	韓国知的財産庁 (Korean Intellectual Property Office)	一出願 25,300 パーツ (37,950 パーツ) *	-

備考：\*2010年1月1日以降の国際調査料金

## 3. 国際出願送付手数料

内容	料金
国際出願送付手数料	一出願 3,000 パーツ

国際出願手数料、国際調査手数料、  
国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定に関する  
知的財産局告示（第二版）

昨今外国為替レートの変動が大きくなり、出願人が支払うべき国際出願手数料及び国際調査手数料が実際の外国為替レートに照らし一致しなくなっている。

1999年特許法（第三版）により改正された1979年特許法の下発行された特許協力条約に基づく発明保護申請に関する2009年省令第10項第一段落及び第二段落に依拠し、知的財産局長は国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定に関する2010年9月17日付知的財産局告示の末尾に添付された国際出願手数料、国際調査手数料、及び国際出願送付手数料一覧表を取り消し、本告示の末尾に添付された国際出願手数料、国際調査手数料、及び国際出願送付手数料一覧を使用させる。

2011年7月11日 告示  
パッチマー タナサンティ  
知的財産局長

国際出願手数料、国際調査手数料、  
及び国際出願送付手数料一覧表

1. 国際出願手数料

No.	国際出願の形態	料金	
		減免なし	減免あり
1.	<u>書類による出願</u>		
	1.1. 国際出願書 30 ページまで	50,400 バーツ	5,040 バーツ
	1.2. 国際出願書 30 ページを超える 分 1 ページにつき	700 バーツ	70 バーツ
2.	<u>電子システムによる出願</u>	46,600 バーツ	4,660 バーツ
	2.1. PCT-EASY システムにより出願し、国際出願を XML 形式の電子ファイルで作成された願書（様式 PCT/R0/101）及び要約が保存された情報記録メディアを伴い書類で提出した場合		
	2.2. PCT-SAFE システムにより出願し、国際出願を以下の電子ファイルを保存した情報記録メディアを伴い書類で提出した場合		
	(1) XML 形式の願書（様式 PCT/R0/101）。ただし国際出願の他の部分は PDF、JPEG、TIFF 形式とする。 又は	42,800 バーツ	4,280 バーツ
	(2) XML 形式の願書（様式 PCT/R0/101） 及び国際出願書	39,000 バーツ	3,900 バーツ

## 2. 国際調査手数料

No.	国際調査機関	料金	
		減免なし	減免あり
1.	米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office)	一出願 73,000 バーツ	-
2.	欧州特許庁 (European Patent Office)	一出願 84,820 バーツ	一出願 21,200 バーツ
3.	中華人民共和国国家知識産権局 (State Intellectual Property Office of the People's Republic of China)	一出願 10,650 バーツ	-
4.	日本特許庁 (Japan Patent Office)	一出願 38,500 バーツ	-
5.	オーストラリア特許庁 (Australian Patent Office)	一出願 63,800 バーツ	-
6.	韓国知的財産庁 (Korean Intellectual Property Office)	一出願 37,950 バーツ	-

## 3. 国際出願送付手数料

内容	料金
国際出願送付手数料	一出願 3,000 バーツ

国際調査機関  
及び国際予備審査機関リストの規定に関する  
知的財産局告示

1979年特許法の下発行された特許協力条約に基づく発明保護申請に関する2009年省令第20項第一段落及び第21項第一段落に依拠し、知的財産局長は国際出願の調査を実施する国際調査機関リスト及び知的財産局に対し国際出願を行った発明に関する国際予備審査を実施する国際予備審査機関リストをこの告示の末尾の通り告示する。

2009年12月24日 告示  
パッチマー タナサンティ  
知的財産局長

国際調査機関及び国際予備審査機関リスト

No.	機関	住所
1.	米国特許商標庁	<b>United States Patent and Trademark Office</b> Commissioner for Patents PO Box 1450 Alexandria, VA 22313-1450, USA
2.	欧州特許庁	<b>European Patent Office</b> 80298 Munich, Germany
3.	中国人民共和国国家知識産権局	<b>State Intellectual Property Office of the People' s Republic of China</b> 6 Xituchenglu, Haidian District, Beijing 100088, China
4.	日本特許庁	<b>Japan Patent Office</b> 3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan
5.	オーストラリア特許庁	<b>Australian Patent Office</b> P. O. Box 200, Woden, A. C. T. 2606, Australia
6.	韓国知的財産庁	<b>Korean Intellectual Property Office</b> Government complex Daejeon, Bldg. 4, Dunsan-dong, Seo-gu, Daejeon Metropolitan city, 302-701, South Korea

# PCT 制度手続きフロー PCT TIMELINE

